

生活排水処理基本計画



はじめに

本町の生活雑排水は、多くの地域では下水道、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等で処理しているが、一部の地域においては未処理のまま水路等に排出しており、このため、河川の水質汚濁に影響を及ぼしている。

そこで、本町の生活排水処理については、これらを適切に配慮した環境保全に努めるとともに、適正な処理を行うため、平成 27（2015）年度に策定された第 5 次基山町総合計画に基づき、ここに生活排水処理基本計画を策定するものである。

第1章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理に係る理念、目標

本町の生活排水は、多くの地域では下水道、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等で処理しているが、一部の地域においては未処理のまま水路や河川に排出しており、このため河川の水質汚濁に影響を及ぼしている。筑後川に流下する河川の最上流部に位置する本町が、河川の水質を保全する責任は重大であり、本町が生活排水の処理施設整備を進めていくことは、その事業効果は本町だけにとどまらず、下流市町にも影響が及ぶところである。

生活排水対策の基本としては、水の適正利用に関する普及啓発のほか、これら生活排水の処理施設を逐次整備していくこととする。

2. 生活排水処理施設設備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- ① 公共下水道整備計画に基づき下水道の整備を行う。
- ② 今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じて、公共下水道、合併処理浄化槽の施設の利害特性を分析して、適切な処理施設の整備に向けて協議を行う。
- ③ 当分の間公共下水道事業整備の行われない公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の推進を行う。

第2節 目標年次

本町の生活排水処理基本計画における目標年次は、10年後の令和11年度とする。

なお、中間目標年度は設けないが、概ね5年ごとに、又は下水道等諸条件に大きな変動のあった場合においては見直しを行うものとする。

第3節 生活排水の排出の状況

本町における生活排水の排出の状況は、次表のとおりであり、平成30（2018）年度において、計画処理区域内人口17,390人のうち16,509人については、生活排水の適正処理がなされている。

コミュニティ・プラントは、平成3（1991）年度の国庫補助事業として4年度から供用が開始されている。

合併処理浄化槽は、公共下水道認可区域外における污水处理施設として多く普及してきており、家庭用浄化槽設置整備事業については、昭和63（1988）年度から事業を実施しているが、町民の要望も強く、今後とも計画的な設置整備を図ることとしている。

公共下水道は、平成30（2018）年度において処理人口は13,273人であり、今後も本町の生活排水処理の中心となっていくものである。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 計画処理区域内人口	17,345	17,360	17,314	17,390
2 生活排水処理人口	16,374	16,402	16,369	16,509
①公共下水道	11,867	13,191	13,166	13,273
②集合型污水处理施設	1,256	0	0	0
③合併処理浄化槽	2,961	2,938	2,936	2,986
④コミュニティ・プラント	137	122	120	108
⑤生活排水処理施設	153	151	147	142
⑥農業集落排水処理施設	0	0	0	0
3 生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽世帯含む）	971	958	945	881
4 計画処理区域外人口	0	0	0	0

第4節 排水の処理主体

本町における排水の処理主体は、次表のとおりである。

排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる排水の種類	処理主体
① 公共下水道	し尿、生活排水	基山町
② 集合型汚水処理施設	し尿及び生活雑排水	—
③ 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
④ コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	基山町
⑤ 生活排水処理施設	生活雑排水	基山町
⑥ 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	—
⑦ 単独処理浄化槽	し尿	個人

第5節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の目標

1) 処理の目標

「第1節 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとした。

ア 生活排水の処理の目標

	現 在 (平成30年度)	目 標 年 度 (令和11年度)
生活排水 処 理 率	94.9%	96.8%

生活排水処理率(%) = 生活雑排水処理人口 / 行政区域内人口 × 100

イ 人口の内訳

	現 在 (平成30年度)	目 標 年 度 (令和11年度)
1 行政区域内人口	17,390	17,745
2 計画処理区域内人口	17,390	17,745
3 生活雑排水処理人口	16,509	17,183

(注) 令和11年度の行政区域内人口は、基山町人口ビジョンに基づく。

ウ 生活排水の排出の状況

(単位：人)

	平成30年度	目標年度 (令和11年度)
1 計画処理区域内人口	17,390	17,745
2 生活排水処理人口	16,509	17,183
①公共下水道	13,273	14,163
②集合型污水处理施設	0	0
③合併処理浄化槽	2,986	2,866
④コミュニティ・プラント	108	46
⑤生活排水処理施設	142	108
⑥農業集落排水処理施設	0	0
3 生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽世帯含む)	881	562
4 計画処理区域外人口	0	0

(注) 生活排水処理施設人口は再計。

2) 生活排水を処理する区域及び人口等

合併処理浄化槽設置を推進する地域は、公共下水道認可区域、コミュニティ・プラント、生活排水処理施設を除く町内全域とし、家庭用浄化槽設置整備事業による補助を行う。これは、本町を貫流する秋光川等が、本町は勿論、下流市町の農業水源として重要な位置を占めるためである。

また、生活排水を処理する人口等については前頁の状況及び目標年度のとおりである。

なお公共下水道については、雨水による浸水や河川等の水質汚濁防止の面から、住民の生活に不可欠なものであり、生活基盤として積極的な整備促進が必要であり、整備については、平成13年に事業が認可され、供用開始しており、事業完了年度は令和18年度を目標としている。合併処理浄化槽の整備についても同時期に大部分が完了する予定である。

3) 整備計画の概要

	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込み
浄化槽	基山町全域	3,501人	昭和63年度 ～ 令和11年度	498百万円

2. し尿・汚泥の処理計画

1) し尿・汚泥の排出状況

し尿・汚泥の排出状況は、次表のとおりである。

(単位：キロリットル)

	現在 (平成30年度)	目標年度 (令和11年度)
くみ取りし尿	2251.28	1314.53
単独処理浄化槽汚泥	361.93	298.43
浄化槽汚泥	3708.04	3490.03
合計	6321.25	5102.99

2) し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥については、町が許可した業者によりバキューム式収集運搬車による個別収集を行い、それにより福岡県小郡市に設置した貯留槽まで運搬し、そこから三神地区汚泥再生処理センターへと大型車で運送し、再生処理及び処理後の排水を行う。

平成 13（2001）年までは、総収集量の約 87%を海洋投棄し、約 13%を鳥栖処理場で処理していた。しかし平成 14（2002）年度から三神地区汚泥再生処理センターが稼動しており、そこで全てのし尿・浄化槽汚泥を処理している。施設の受け入れ能力については現在のところ、十分に機能している。下水道事業が進行するにつれてし尿・浄化槽汚泥の量は減っていくため、現在のところ能力には問題はないと考えられる。課題としては、今後浄化槽市町村整備推進事業等を各市町村が取り組んだ場合に、それに伴う浄化槽汚泥の量がどこまで増えるかということが考えられる。

良好な河川状況・快適な生活環境を維持するために、昭和 63（1988）年度から家庭用浄化槽設置補助事業を実施しており、今後も公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を推進し生活排水の改善を目指す。

3) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報、啓発活動を実施する。特に、台所での対策等、家庭でできる対策について、地域ごとの集会等を通じて周知を図るものとする。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとする。さらに、令和 2（2020）年度より予定している家庭用合併浄化槽に対する維持管理等への補助金制度により、住民の個人負担の軽減を図ることで浄化槽の管理の推進を図るとともに、単独浄化槽及び汲取り世帯からの転換を図っていくものとする。

本町の公共下水道は令和 18 年度の事業完了を目標としており、令和 8 年度より順次、下水道整備区域の拡大を図っていく予定となっている。令和 11 年度においては、下水道整備区域の拡大に伴い、既設の合併処理浄化槽から下水道へ転換を図られる方や生活排水未処理（単独浄化槽設置者を含む）の方が下水道へ接続されることで、令和 11 年度においては公共下水道処理人口が大幅に増加し、合併処理浄化槽処理人口及び生活排水未処理人口はそれぞれ減少すると見込まれる。